別紙１

# 入札書

￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－

案件名：「令和５年度奈良労働局就職支援セミナー事業」

上記のとおり入札説明書を承諾のうえ入札いたします。

令和　　年　　月　　日

住　所

商　号

代表者

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長　　殿

※代理人で入札する場合は、代表者氏名の下に代理人である者の氏名を記載し、

別途委任状を添付すること。

別紙２

# 競争参加資格等確認関係書類

１　提出書類

（１）令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写

（２）労働保険及び社会保険に係る保険料（適用されている全ての保険）の滞納がない証明（アを原則とし、用意できない場合はイ）

　　ア　保険料の納付を受け付ける機関による証明日（提出日から６ヶ月以内）において過去２年以上の保険料の滞納がないことの証明がなされた書面（写しの提出可）

例：労働保険料等納入証明書（労働保険）

社会保険料納入証明書（社会保険）

　　イ　直近２年間の領収書等納付状況を明らかにできる書類の写し

　例：納付書・領収証書（労働保険）

領収済通知書（社会保険）

（３）誓約書（別紙３及び別紙４）及び添付書類

（４）適合証明書（別紙５）

（５）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく令和４年の障害者雇用状況報告書の写し。法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇入れ計画の写し（障害者雇入れ計画の作成命令を受けていない場合は、現在の状況について障害者雇用状況報告に準じた文書。なお法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることを示す書類）。ただし、常用労働者数が４３人以下の事業主については様式１。

（６）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づく令和４年の高年齢者雇用状況報告書の写し。令和４年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の場合は、高年齢者雇用確保措置を定め、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し（適法に就業規則を提出していない場合にあっては、高年齢者雇用確保措置を講じていることを示す書類）。

（７）関係会社（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第１９３条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。）がある場合には、当該関係会社に係る一覧表（様式２）

２　提出期限　　令和５年３月１０日（金）12：00（必着）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **障害者の雇用状況に関する報告書** | | | | | |
| 「令和５年度奈良労働局就職支援セミナー事業」に係る入札に参加するに当たり、令和３年６月１日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。  令和　　年　　月　　日  　支出負担行為担当官  　奈良労働局総務部長　殿 | | | | | |
| Ａ事業主 | （ふりがな） | | （　　　　　　 　　　　　　） | 住所 | 〒 |
| 氏名  法人にあっては名称及び代表者の氏名 | |  | 法人にあっては主たる事務所の所在地 | （Tel　　 　-　　 　-　 　　） |
| Ｂ雇用の状況 | ①　常用雇用労働者の数 | | | | |
|  | (ｲ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く) | | | 人 |
|  | (ﾛ) 短時間労働者の数 | | | 人 |
|  | (ﾊ) 常用雇用労働者の数 [ ｲ+(ﾛ×0.5) ] | | | 人 |
|  | (ﾆ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数 | | | 人 |
| ②　常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数 | | | | |
|  | (ﾎ) 重度身体障害者の数 | | | 人 |
|  | (ﾍ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数 | | | 人 |
|  | (ﾄ) 重度身体障害者である短時間労働者の数 | | | 人 |
|  | (ﾁ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数 | | | 人 |
|  | (ﾘ) 身体障害者の数 [ (ﾎ×2)+ﾍ+ﾄ+(ﾁ×0.5) ] | | | 人 |
|  | (ﾇ) 重度知的障害者の数 | | | 人 |
|  | (ﾙ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数 | | | 人 |
|  | (ｦ) 重度知的障害者である短時間労働者の数 | | | 人 |
|  | (ﾜ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数 | | | 人 |
|  | (ｶ) 知的障害者の数 [ (ﾇ×2)+ﾙ+ｦ+(ﾜ×0.5) ] | | | 人 |
|  | (ﾖ) 精神障害者の数 | | | 人 |
|  | (ﾀ) 精神障害者である短時間労働者の数 | | | 人 |
|  |  | (ﾚ)　(ﾀ)のうち欄外注１及び注２に該当する者の数 |  |  |
|  | (ｿ) 精神障害者の数 [ ﾖ +｛(ﾀ-ﾚ)×0.5｝+ ﾚ ] | | | 人 |
| ③　　　　　　　　　　　　　　　　計 　　　　　　　　　　［ ②のﾘ + ②のｶ + ②のｿ ］ | | | 人 | |
| ④　　　　　　　　実雇用率（③/①のﾆ×100） | | | ％ | |
| 注１　対象年の３年前の年に属する６月２日以降に雇い入れられた者であること。 | | | | |  |
| 注２　対象年の３年前の年に属する６月２日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。 | | | | | |
| 注３ 上記に該当する場合であっても、次の点に留意すること。 | | | |  |  |
| ①　精神障害者が退職した場合であって、その退職後３年以内に、退職元の事業主と同じ事業主（※）に再雇用された場合は、特例の対象とはならないこと。 | | | | | |
|  | ※　退職元の事業主が、子会社特例やグループ適用、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている場合は、その特例を受けているグループ内の他の事業主も「退職した事業主と同じ事業主」とみなす。 | | | | |
| ②　療育手帳を交付されている者又は判定機関により知的障害があると判定されていた者が、雇入れ後、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日又は当該判定機関による判定の日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなすこと。 | | | | | |

（様式１）

（様式２）

**関係会社一覧表**

１．一般競争参加事業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フ リ ガ ナ  商号又は名称 | フ リ ガ ナ  代表者氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|  |  |  |

２．関係会社

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フ リ ガ ナ  商号又は名称 | フ リ ガ ナ  代表者氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（記載上の注意）

　「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

別紙３

**競争参加資格に関する誓約書**

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

２　入札書提出時において、過去５年間に職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。

３　入札書提出時において、過去３年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

４　事業の実施にあたっては、各種法令を遵守すること。

５　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

６　前記１から４について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

氏名

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長　殿

別紙４

**誓　約　書**

□　私

□　当社　は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者。

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

（４）　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和　　年　　月　　日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

【添付書類の参考様式】

**役 員 等 名 簿**

法人（個人）名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職名 | （フリガナ） | 生年月日 |
| 氏名 |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |

別紙５

令和　　年　　月　　日

適　 合 　証　 明 　書

入札説明書に記載の「競争参加資格」について以下のとおり適合することを証明いたします。

住所

商号又は名称

代表者氏名

案件名：令和５年度就職支援セミナー事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 競争参加資格 | 適否 | 合格判定の拠となる事由 |
| 経営の状況が健全であること。 |  | 以下の写しを添付。  ・過去３ヶ年度分の財務諸表  ・公認会計士若しくは監査法人による監査報告書の写し、又は、民間で使用されている「中小企業の会計の関する指針の適用に関するチェックリスト」（日本税理士会連合会作成）若しくは「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」（日本税理士連合会作成）を用いて税理士が確認した結果の写し |
| プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001認証（国際規格）、JIS Q 27001認証（日本産業規格）のうち、いずれかを取得している者又は支出負担行為担当官が本事業を履行するに足る個人情報保護体制を有すると認めた者であること。 |  | 認定書等の写しの添付 |
| 過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。 |  | 実績を有することが分かる資料（様式任意。概ね５か年度以内。国及び地方公共団体との契約があれば優先的に記載すること。） |
| 本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。 |  | 作業場所及びデータの保管場所について、左記の条件を満たすことが分かる資料（所在地、写真等）を添付すること。 |
| セミナーの実施計画に関する確認書類 |  | ① 会社概要（様式任意）  ② セミナーの内容及び時間割等が明確に記載された計画書（案）（セミナー運営手順を示したスタッフ用マニュアル等を含む）  ③ セミナーの主となる講師、その他講師を行うことが確定している者のプロフィール及び講師、補助員一覧  ④　実施施設名及び施設概要（会場見取り図等を含む）  ⑤　テキスト（案）（作成の途中である場合は、作成案など内容が確認できるもの |

※「適否」の判定に当たっては、「○」又は「×」のいずれかを記入すること。